

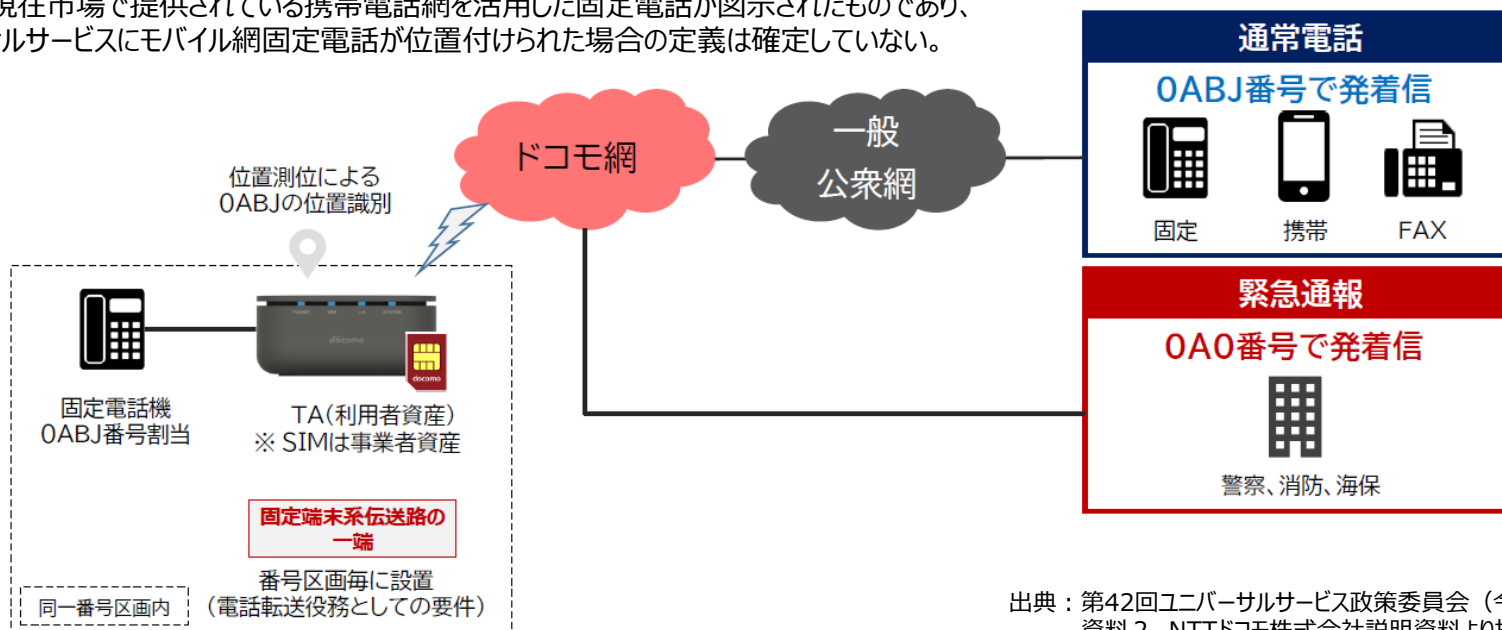
モバイル網固定電話に係る 電気通信番号制度の検討の進め方(案)

令和7年9月3日

- ユニバーサルサービスの確保の在り方については、情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申（令和7年2月3日）において、NTT東日本・西日本のメタル回線設備の縮退も見据え、電話が全国あまねく利用できる環境を効率的に確保するため、
 - 既存の携帯電話網を活用した固定電話（モバイル網固定電話）をユニバーサルサービスに追加する
 - これにより、固定電話の提供者に携帯電話事業者も加わり、複数事業者が連携した効率的なエリアカバーが可能となるため、電話のあまねく提供責務（他事業者の提供地域でも提供責務を負う）は、最終保障提供責務に見直す等を内容とする提言がなされた。
- この最終答申を踏まえ、令和7年に電気通信事業法（昭和59年法律第86号）が改正されたところ、現在、ユニバーサルサービス政策委員会において、改正後のユニバーサルサービス制度の施行に向けた検討が進められている。
- この令和7年法改正の内容と整合を図り、着実に執行するため、電気通信番号制度についても、新たにユニバーサルサービスとしてモバイル網固定電話が位置付けられた場合の取扱いを検討する必要がある。

＜現在提供されている携帯電話網を活用した固定電話のイメージ＞

注：あくまで、現在市場で提供されている携帯電話網を活用した固定電話が図示されたものであり、ユニバーサルサービスにモバイル網固定電話が位置付けられた場合の定義は確定していない。



モバイル網固定電話と電気通信番号制度の関係

- 通常の固定電話番号を使用した役務では、固定電話番号により固定端末系伝送路設備を識別することとされている。
- これに対し、携帯電話網を活用する固定電話として、既にユニバーサルサービスとして位置付けられた**ワイヤレス固定電話は、固定電話番号により当該役務を識別するものとして、通常の固定電話番号を使用した役務とは別に位置付けられている。この際、契約時に番号区画内に利用者の端末設備が存在することを確認し、番号区画外の電気通信番号が利用されないための技術的措置を講ずることをもって、固定電話番号の地理的識別性を担保することとされている。**
- ワイヤレス網固定電話と同じく携帯電話網を活用する**モバイル網固定電話は、現在、固定電話番号を使用した電話転送役務（転送区間に携帯電話網を活用）の提供に該当することから、他の電話転送役務と同様に、電話転送役務の提供に係る条件確保の観点から、固定端末系伝送路設備の一端を番号区画内に設置することが要件**とされている。
- これに関し、第42回ユニバーサルサービス政策委員会（令和7年8月7日）において、NTTドコモから、
 - ・ モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして位置付ける際には、**ワイヤレス固定電話と同様※に、「固定端末系伝送路設備の一端を番号区画内に設置すること」を要件とせず、サービス利用場所に対応した固定電話番号の使用を可能とする検討をして欲しい**旨の意見が表明されたところ。

※ ワイヤレス固定電話自体は電話転送役務ではなく、ワイヤレス固定電話を使用して別に電話転送役務を提供しない限り、固定端末系伝送路設備の一端を番号区画内に設置することは不要

＜電気通信番号計画の主な規定＞

		通常の固定電話番号を使用した役務	ワイヤレス固定電話
固定電話番号で識別する対象		固定端末系伝送路設備 当該設備に接続される利用者の端末設備等	ワイヤレス固定電話の役務 当該役務に係る利用者の端末設備等
番号指定対象事業者		電気通信事業者	適格電気通信事業者
番号の使用に関する条件	設置すべき設備	固定端末系伝送路設備に直接接続する 交換設備等	ワイヤレス固定電話役務提供のための 番号変換等を行う機能を持つ設備
	番号区画との対応	UNIが番号区画内に存在する	契約時に番号区画内に利用者の 端末設備が存在することを確認する
	共通条件	・ 緊急通報が可能であること ・ 番号ポータビリティが可能であること ・ 電話転送役務の提供に係る条件の確保（番号区画内の利用者の拠点に固定端末系伝送路設備の一端があることとの確認等） ・ 品質に関する基準（自己確認を実施） ・ 地理的識別性の確保（技術的措置） ほか	

モバイル網固定電話 固定端末系伝送路の設置要件について

- モバイル網固定電話を電話転送役務から区別してユニバーサルサービスとして位置付ける際には、当社homeでんわにおいて、TAにて行う位置測位により、地理的識別性を担保可能であることを踏まえ、「番号区画内への固定端末系伝送路設備の一端の設置」を要件とせず、サービス利用場所に対応したOABJ番号の使用を可能とする検討※を要望いたします

※ 同様の方法で地理的識別性を確保しているワイヤレス固定電話について、本要件の適用はなく、サービス利用場所に対応したOABJ番号を使用可能

【homeでんわの現状】

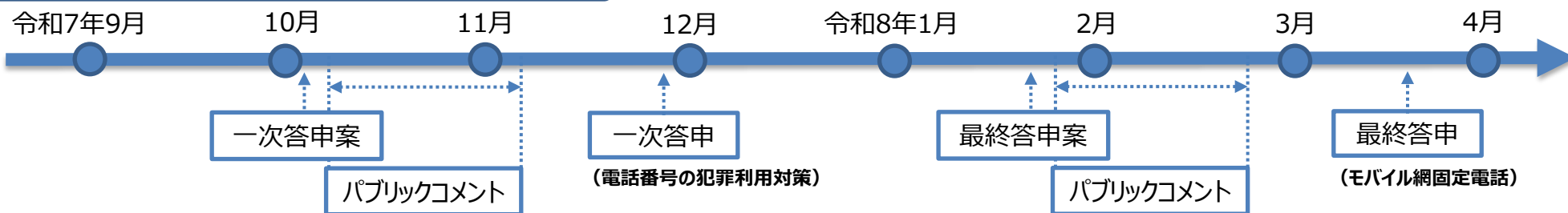
提供区域	・ 電気通信番号計画(総務省告示)における、電話転送役務に係る「番号区画内への固定端末系伝送路設備の一端の設置」要件を満たす区域に限定し、サービスを提供しています
地理的識別性の担保	・ <u>電話転送役務に係る契約時の確認事項に加え、サービス提供にあたりTAにて位置測位を行うことで、サービス利用場所を制限しています</u>

- 位置測位を活用した地理的識別性担保を前提に、「番号区画内への固定端末系伝送路設備の一端の設置」を要件とせず、モバイル網固定電話の提供エリアが拡大可能となることにより、より円滑かつ効率的にユニバーサルサービスが提供可能と考えます

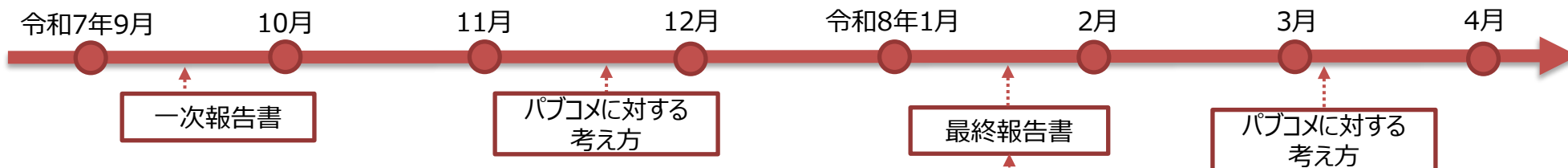
検討の進め方（案）

- ワイヤレス固定電話については、適格電気通信事業者であるNTT東日本・西日本が、電話の提供が極めて不経済となる条件不利地域において提供されることが前提とされており、また、技術基準についても、可能な限り加入電話と同水準とすることが求められている。このような事情も勘案しつつ、ユニバーサルサービスの効率的な提供と固定電話番号の地理的識別性の確保のバランスを図っている。
- モバイル網固定電話については、現在ユニバーサルサービス政策委員会及びIPネットワーク設備委員会において、ユニバーサルサービスとしての位置付けや課されるべき技術基準について検討が進められている。電気通信番号制度との関係についても、これらと並行して議論することが適切ではないか。
- ついては、これまでの令和7年改正法の施行に向けた総務省令の規定の検討の取りまとめを一次報告書とした上で、電気通信番号政策委員会において、モバイル網固定電話に係る電気通信番号制度に必要な事項の検討を進めることとしてはどうか。
- スケジュールとしては、他委員会での検討状況も踏まえつつ、令和8年3月頃の最終答申となるよう、検討を進めることとしてはどうか。

情報通信審議会（電気通信事業政策部会）



電気通信番号政策委員会



モバイル網固定電話に係る電気通信番号制度の検討
(ユニバーサルサービス政策委員会・IPネットワーク設備委員会の検討を踏まえつつ)